

日米協働調査について

日米協働調査試行プログラムの申請における公開要件の削除

日本国特許庁及び米国特許商標庁は、対応出願の庁間のサーチ結果の共有が特許の質の向上や審査の促進につながるかを検証するため、2015年8月1日より日米協働調査試行プログラム（日米協働調査）を行っている。

従来、日米協働調査を申請するためには、出願が公開されていなければならなかった。すなわち、出願人は、第1国における出願日から18ヶ月が経過し、出願が公開されるまで、日米協働調査を申請できなかった。

2016年8月1日付けで、日本国特許庁及び米国特許商標庁は、日米協働調査の申請にあたり出願公開を不要にするよう申請要件の修正を行い、公開前の出願についても申請できるようにした。これにより、出願人は、出願公開日より少なくとも6ヶ月以上早く日米協働調査に申請できるようになった。

日米協働調査とは

日米協働調査は、日本国特許庁及び米国特許庁の間で先行技術のサーチ情報及び特許性に関する評価を共有し、一方の庁が他庁から共有されたサーチ情報及び評価を考慮した上で各自の審査を行うプログラムである（図1参照）。

日米協働調査は、出願人が両庁から同時に送付される審査結果に基づき効率的に次に採るべき措置を決定できる点で利点がある。さらに、出願人は、両庁の間で共有されたサーチ情報を考慮した審査結果に基づき、強い安定した特許権を取得し得る。

特許審査ハイウェイと日米協働調査との相違点は次の通りである。特許審査ハイウェイでは、第2庁の出願におけるクレームは、第1庁の出願における許可クレームに対応することが要求される。一方、日米協働調査では、出願人が最初の審査結果を受領した後、日米双方のクレームを補正することができる。

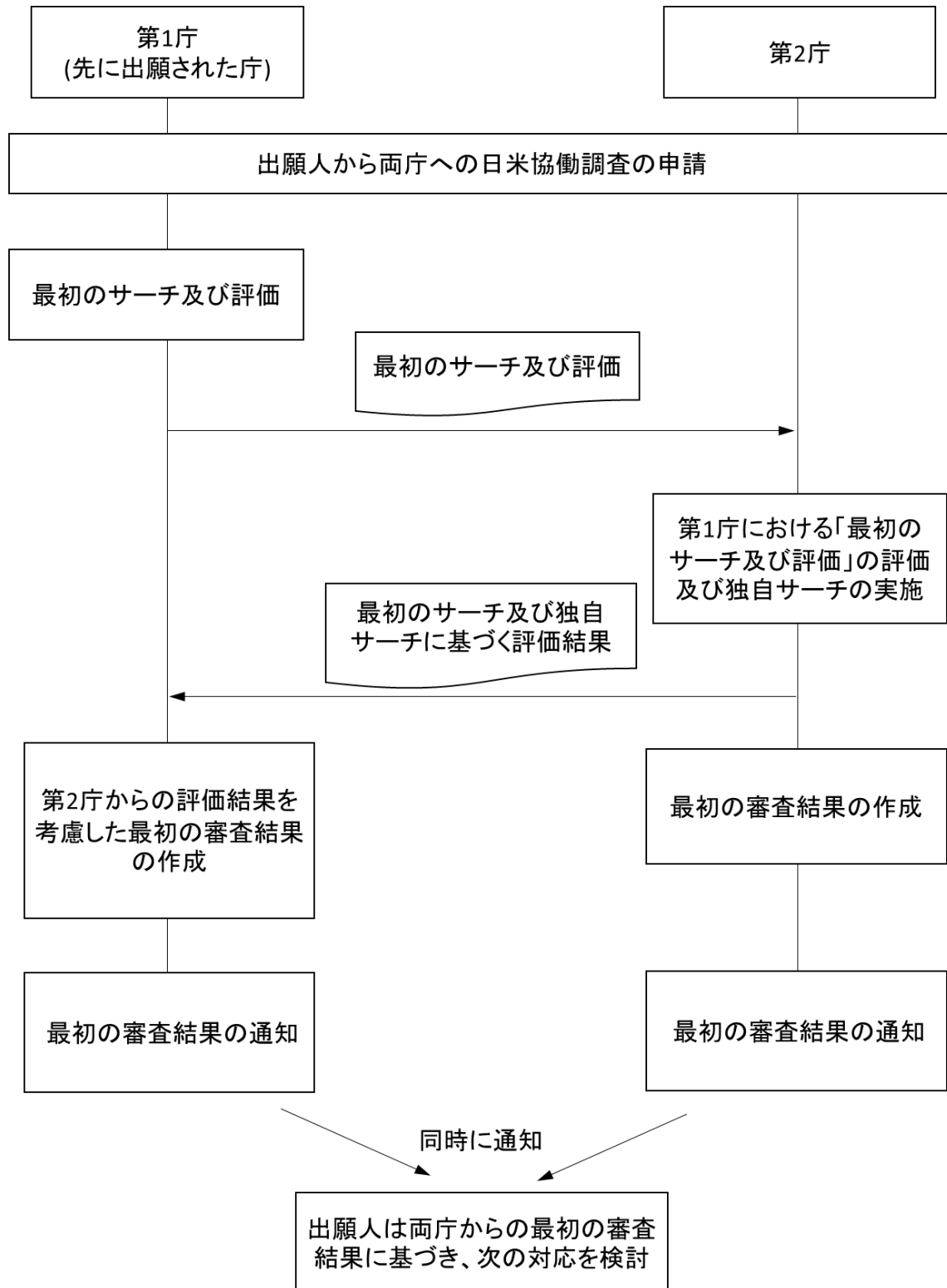


図 1. 日米協働調査における審査手順

公開要件の削除による利点

上述したように、従来、日米協働調査への申請のためには出願が公開されている必要があった。そして、2016年8月1日以降、出願公開は、日米協働調査への申請のための前提条件ではなくなった。図2に示すように、この申請要件の修正により、出願人は、出願公開日より、6ヶ月以上早く申請できるようになった。

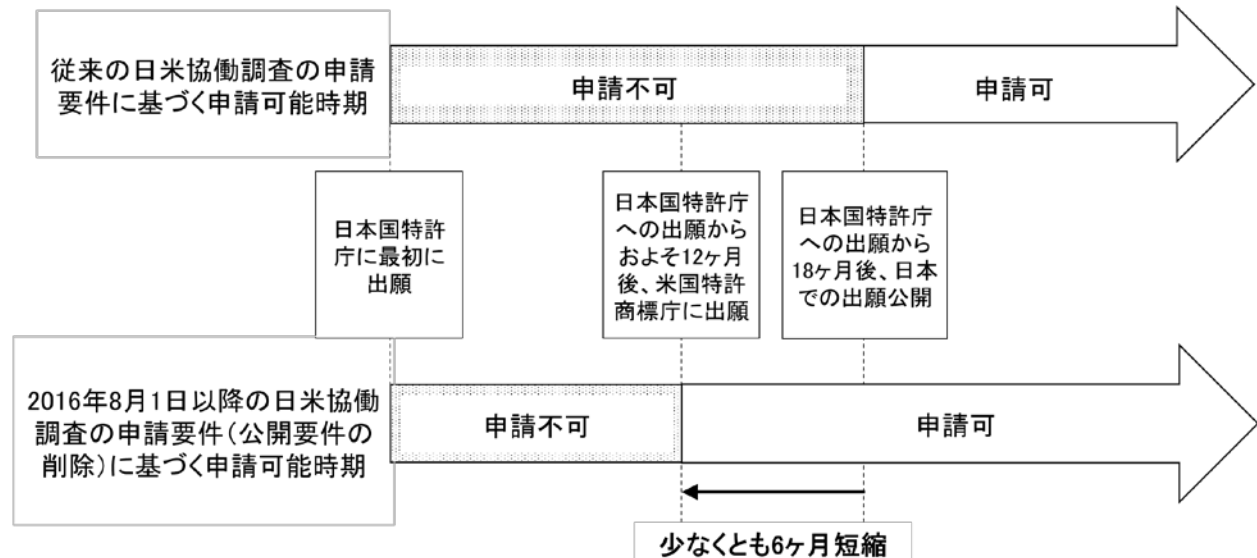


図2. 日米協働調査の申請可能時期の比較

このような日米協働調査の利便性の向上により、日米両国におけるより早くかつ同時での特許権の取得が可能となる。したがって、もし出願人が日米両国に出願する意向があれば、日米協働調査の利用は、国際事業展開の促進を望む出願人にとって効果的なオプションになり得る。

* 詳細は経済産業省ウェブサイトを参照